

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四〇号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであって、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、衆議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加
 - 1 衆議院名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説を行うことができるものとする。
 - 2 衆議院名簿届出政党等に交付する標旗の数は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該選挙区において選挙すべき議員の数に相当する数とする。
- 二、参議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加
公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を、現行の三から六に増加する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。